

平成26年5月2日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 宍戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 藤井 啓介
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 福永 清三	産業部長 兼農業委員会 事務局 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 岡本 一彦	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 児玉 義徳	布野支所長 奥川 利裕
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美好 宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大倉 克文	次長 吉川 一也
議事係長 才田 申士	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
日程追加		議長辞職の件（許可）
日程追加		議長の選挙（当選・沖原賢治）
日程追加		副議長辞職の件（許可）
日程追加		副議長の選挙（当選・福岡誠志）
第 1		会期の決定（1日間）
第 2	報告第6号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）（承認）
	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）（承認）
第 4	議案第46号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 5	発議第4号	豚流行性下痢（PED）感染に対応する早急な支援等を求める意見書（案）（原案可決）

平成26年5月三次市議会臨時会議事日程

(平成26年5月2日)

日程番号	議案番号	件名	
日程追加		議長辞職の件	4
日程追加		議長の選挙	5
日程追加		副議長辞職の件	7
日程追加		副議長の選挙	8
第 1		会期の決定 ( 日間 )	9
第 2	報 6	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	10
第 3	報 7	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例等の一部を改正する条例)	11
	報 8	専決処分の承認を求めることについて (三次市都市計画税条例の一部を改正する条例)	11
第 4	議 46	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)	14
第 5	発 4	豚流行性下痢 (PED) 感染に対応する早急な支援等を求める意見書 (案)	15



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末まで期間を拡大して、ノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより平成26年第1回三次市議会臨時会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、池田議員及び保実議員を指名をいたします。

この際議事の都合により副議長と交代をいたしますので、よろしく願いをいたします。

〔議長交代〕

○副議長（竹原孝剛君） 議長を交代いたしました。よろしく願いいたします。

沖原議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹原孝剛君） 御異議なしと認めます。

よって議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程追加 議長辞職の件

○副議長（竹原孝剛君） 日程追加、議長辞職の件を議題といたします。

沖原議長の退場を願います。

〔議長 沖原賢治君 退場〕

○副議長（竹原孝剛君） それでは、辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（吉川一也君） 辞職願。2014年5月2日。三次市議会副議長様。

このたび会派代表者会議における2年間の申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

三次市議会議長、沖原賢治。

以上でございます。

○副議長（竹原孝剛君） お諮りいたします。

沖原議員の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（竹原孝剛君） 御異議なしと認めます。

よって沖原議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔26番 沖原賢治君 着席〕

○副議長（竹原孝剛君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹原孝剛君) 御異議なしと認めます。

よって議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程追加 議長の選挙

○副議長(竹原孝剛君) これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長(竹原孝剛君) ただいまの出席議員数は26人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○副議長(竹原孝剛君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹原孝剛君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○副議長(竹原孝剛君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局次長(吉川一也君) 議席順により順次お呼びいたします。

吉岡議員、須山議員、小池議員、鈴木議員、澤井議員、齊木議員、桑田議員、山村議員、宍戸議員、保実議員、池田議員、新家議員、福岡議員、岡田議員、杉原議員、亀井議員、伊達議員、國岡議員、大森議員、平岡議員、小田議員、林議員、久保井議員、助木議員、沖原議員、竹原副議長。

[職員点呼、投票]

○副議長(竹原孝剛君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹原孝剛君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長(竹原孝剛君) ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に杉原議員、小池議員を指名いたします。

両議員には開票場所において立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（竹原孝剛君） 立会人には自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 4票

有効投票中

沖原議員 15票

國岡議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって沖原議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました沖原議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

議長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔議長 沖原賢治君 登壇〕

○議長（沖原賢治君） 貴重な時間、お許しをいただきましたので、お礼とお願いの御挨拶をさせていただきますと思います。

先ほどは、議長の選挙におきまして、再び議長をやれという御支持をいただきまして、私にとりましては身に余ることでありまして、心から感謝を申し上げるところでございます。と同時に、責務の重大さを痛感をいたしておるところでございます。

さて、皆さんも御承知のように、三次市も合併をいたしまして10年目を迎えておるわけでございます。その中で大きな事業を進めておるわけでございます。庁舎の建設あるいは市民ホール、そして駅前開発、そして教育関係におきまして、三良坂で小中一貫校というような事業を進めておるわけでございます。また、これから進めようとしております農村の活性化ということで、農業交流連携施設の事業も進められようとしておりますけれども、合併をして10年、その10カ年の建設計画等も積み残しもあるということから、新しい新総合計画を策定をして出たところでございますけれども、それらについて、やはり市民が住み続けてよかったと、そういうことを目指して総合計画を立てたわけでございますので、議会といたしましても、執行部と緊張を持った議論を進める中で、少しでも提言もしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。鋭意努力もしていきたいと、このように考えておるところでございます。

また、私は、議長として新年の挨拶にも書かせていただきましたけれども、一歩前へという

ことをキーワードにいたしておるわけでございまして、なかなか一步前へ踏み出すということは、どういいますか、苦渋の決断ということもあるわけでございますので、それらを皆さんとともに、一步前に前進をするよう、先頭に立って働いていきたいと、このように考えておるわけでございます。

終わりになりますけれども、市民の皆さん、そして議会の皆さん、執行部の皆さんの温かい御支援をいただきながら、また厳しい御指導、御鞭撻をいただきながら、議会運営、あるいはいろんな面で皆さんの先頭に立って頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（竹原孝剛君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。御協力ありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（沖原賢治君） それでは引き続きまして、竹原副議長から副議長の辞職願が提出をされております。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程追加 副議長辞職の件

○議長（沖原賢治君） 日程追加、副議長辞職の件を議題といたします。

竹原副議長の退場を願います。

〔副議長 竹原孝剛君 退場〕

○議長（沖原賢治君） 竹原副議長の辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（吉川一也君） 辞職願。2014年5月2日。三次市議会議長様。

このたび会派代表者会議における2年間の申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

三次市議会副議長、竹原孝剛。

以上でございます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

竹原議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

竹原議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔20番 竹原孝剛君 着席〕

○議長（沖原賢治君） ただいま副議長が欠員となりました。



お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程追加 副議長の選挙

○議長(沖原賢治君) これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(沖原賢治君) ただいまの出席議員数は26名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(沖原賢治君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をさせます。

[投票箱点検]

○議長(沖原賢治君) 異状なしと認めます。

点呼を命じます。

○議会事務局次長(吉川一也君) 議席順により順次お呼びいたします。

吉岡議員、須山議員、小池議員、鈴木議員、澤井議員、齊木議員、桑田議員、山村議員、宍戸議員、保実議員、池田議員、新家議員、福岡議員、岡田議員、杉原議員、亀井議員、伊達議員、國岡議員、大森議員、竹原議員、平岡議員、小田議員、林議員、久保井議員、助木議員、沖原議長。

[職員点呼、投票]

○議長(沖原賢治君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(沖原賢治君) ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に平岡議員、林議員を指名をいたします。

両議員は開票場所における立ち会いをお願いをいたします。

[開 票]

○議長（沖原賢治君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 4票

有効投票中

福岡議員 15票

宍戸議員 6票

竹原議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって福岡議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました福岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長の就任の御挨拶をお願いをいたします。

〔副議長 福岡誠志君 登壇〕

○副議長（福岡誠志君） 失礼いたします。ただいま選挙によりまして副議長に就任をさせていただきました福岡誠志でございます。皆さん方にお礼とお願いの御挨拶をさせていただきたいと思っております。

先ほど、議長の挨拶にもありましたように、三次市は合併をして10周年ということで、さまざまな課題を抱えております。その課題を一つずつ解決していく。そして、その課題を解決していく一つの柱というのが、議会改革の継続、実践というところだろうというふうに私は感じております。やはり、市民の皆さんの負託に応えるためには、その議会改革の実践なくして市民福祉の向上というのにはあり得ないというふうに感じております。議長をしっかりと支えながら、市民福祉の向上のために一生懸命粉骨砕身努力してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日の1日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）**

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第6号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第6号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年3月5日に、三次市君田町東入君378番、三次市立君田中学校で発生しました伐採作業中の倒木による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（3番 小池拓司君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小池議員。

○3番（小池拓司君） 今回の専決処分の件、突風が吹いて伐採作業中の倒木による物損事故ということでございましたけれども、運よく人が巻き込まれることがなく、このたびは済んだということですが、今後の対策と実際この突風というのはどのような風速状況にあると、このような事故が起こる可能性が高くなるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

○教育次長（白石欣也君） このたびの伐採作業によって事故が起こった原因は、突風ということでございますが、その作業の過程では5人の作業をしていただいた地域の住民の方が、ワイヤーも張り、木の方向も、切り倒す方向も確かめ、もちろん校舎敷地内等人が通らないようにという注意も呼びかけた上で伐採を行っておりました。10本程度切っていただいた後、最後のものを切っていただく折に突風が吹いて、校舎側に木が倒れて駐車していた車に当たったということですが、これについて、突風の状況について風速がどの程度あったかというデータは持ち合わせておりません。ただかなり当日強い風が吹いておまして、下からあおられたような風で、木が逆方向へ倒れたというふうに考えております。

（3番 小池拓司君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小池議員。

○3番（小池拓司君） あらかじめ強い風が吹いていたということで、状況によっては、作業自体の中止もやはり検討しながら、安全にこのような活動をしていただきたいと思っております。

あわせて、専決処分の損害賠償における報告のときには、やはりこのような細かいデータ、例えば穴ぼこによる物損事故や側溝のふたのはね上げによる事故というのもよく報告がされておるわけですが、そのたびに、その事故がどのような状況かだとか、今後の対策はどうなっているかというのを質問することになりますので、できれば報告のときに、改めて要望として状況について詳しく報告していただければと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は地方自治法に基づき指定されました専決処分であり、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第7号及び報告第8号専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第7号及び報告第8号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第7号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、関係条例である三次市税条例及び地方税法の一部を改正する法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日付で専決処分をいたしました。よって同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、市民税の法人税割の税率の改正、軽自動車税の税率の改正、固定資産税における耐震改修が行われた建築物に対する減額措置の拡充、その他引用条項の整理等であります。

次に、報告第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日付で専決処分をいたしました。よって同条

第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、関係法令の改正に伴う引用条項の整理等であります。

以上、報告2件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 報告第7号について御質問いたします。

報告第7号の第1条三次市税条例の一部改正に関して、報告内容の3ページの上から4行目、附則第7条の4中、附則第20条の2第1項を附則第20条第1項に改めるという条文でございますが、同時に提出されております新旧対照表の中の18ページ、この第7条の4項が記載してございますけれども、寄附金税額控除における特例控除の特例という項目でございます。この新旧対照表の下段の下から6行目あたし、附則第20条の2第1項を改定する、この今回の提案されておる資料と同文のアンダーラインの部分がございまして、確かにこの条項については改定がなされております。ただし改定がなされた部分はこの項のみでございまして、左側の改正案のほうの下から5行目から6行目あたし、附則第19条第1項、ここの項目の後に、附則第19条の2第1項という追加文書がございまして、この追加文書については、提案書類には全く記載がされておられません。

あわせて、次のページ、19ページの上段あたし、現行の文書が改正をされております。この項についても、提案書には記載されておられません。

さらに、その後の19ページから20ページにかけて1号から5号、この条文については、改正案は全て抹消、削除されております。その項目も、この報告書には記載をされておられません。ただし、この新旧対照表のこの条文の中の改正案のところに注釈として、新旧一致しない部分があるという項目がありますけれども、今申し上げた附則第19条の2第1項という項目、これは正しくは追加されるのか。さらに、19ページから20ページにかけての削除されとる部分は、実際の現行の条文から削除されておるのか、その提示がございませぬが、その件についてはどのように解釈をすればいいのかお答えをいただきたいと思っております。

（総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井啓介君） 新旧対照表の御質問でございますけれども、個別具体的には、具体的なお答えがちょっとできかねる部分もあるんですが、実を申しますと、この現行の条例の施行日が平成29年であったり、これは法の改正に伴うものなんですけれども、平成29年に施行される。あるいは、平成28年。それぞれ期限が違います。そういった関係で、その期限が到来するまでに、今回また新たに地方税法の改正があったということがございまして、新旧対照表で申し上げますと、今の条例がまだ施行をしてない段階のものと、新たに今回改正をされたものというのがございまして、必ずしも新旧対照表上でいって一致をしないという箇所が出てまいります。

今の条例の中でまだ施行されていないので、具体的に条例上には規定をされてますけども、表に出てきてない部分というのがございますので、そういった関係で、新旧対照表については具体的に新旧対照がきちりと一致してない部分がございます。また、詳しくは、ちょっと今ここで、これがこうだということの御説明ができませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますけども、そういった施行日との関係があるということでございます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○12番(新家良和君) よく理解できません。このたびのこの条例改正案について、確かに施行日が違うというのは理解できます。それは、今回の条例改正案の最後の附則のところに、それぞれの改定の平成27年1月1日実施、27年4月1日実施、以下29年1月1日実施まで、それぞれの条項について、確かに附則で記載してあるわけですから、このたびの改定はきちりとしておいて、この附則で運用するのが本来の筋であると思うんですが、条例の改正、たくさん条例持っております。また、いろんな諸規則もあるんで大変だろうとは思いますが、その都度やはり、最新版として、いわゆる書類管理といいますか、この条文管理は、市民生活をしていく上で一番大もととなる文書なんで、やっぱりはっきりとその辺は改定内容を記すべきだと思いますが、もう一度御見解をお願いします。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) 説明の仕方が悪くて申しわけございませんけれども、今回の改正は施行より前に新たに法律改正が行われておりまして、施行されていない部分に変更があったために、新旧対照表上でいうと必ずしも整合していないということになっておりますが、いわゆる法制執務上では、国が行っておるやり方と同じやり方をさせていただいておりまして、法制執務上の過誤はございませんけれども、確かにわかりにくいという部分はあろうかと思っております。

○議長(沖原賢治君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号及び報告第8号については、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって報告第7号及び報告第8号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより報告第7号及び報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第7号及び報告第8号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって報告第7号及び報告第8号は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第46号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、議案第46号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第46号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第46号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、課税限度額の引き上げ、税額軽減措置の拡充であります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 先ほどの説明で、この国保税の後期高齢者支援金部分と、それから介護納付金の課税限度額のそれぞれ2万円の引き上げ、そして減額措置の拡充ということですが、それぞれ対象となる世帯数と影響額、それから減額措置の拡充による影響額が全体として国保税収にどのように係ってくるのか。マイナス、減収になるのかどうなのか。その2点について伺います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

○財務部長(部谷義登君) 今回の改正案によります影響でございますけれども、これは平成26年度からの適用ということになります。ということで、現在25年度の収入の確定作業中でございますので、今年度実際に影響を受ける方の世帯、人数というのは今わからないという状況でござ

ございますが、昨年度の当初賦課の時点の試算をいたしておりますので、そちらでの説明ということにさせていただきたいと思っております。

それぞれ限度額、基礎分と後期高齢分と介護納付分ありますけれども、これの上限に達して、77万円に達しておられる世帯が、多くて34世帯でありました、昨年。これが新しい限度額になりまして、さらにその限度額に達する世帯が多くて22世帯という試算をいたしております。その影響額で増収部分になりますけれども、140万円程度の、昨年度の試算ということになりますけれども。

それから、今回の減額措置、2割軽減の世帯が新たに収入の限度額が上がりまして、これまで適用を受けていない世帯が2割の適用を受けられる世帯が298世帯でございます。それから、現在、2割世帯の者が5割世帯に減額が拡大される世帯、これにつきましては530世帯でございます。その影響額でございますけれども、減収となる額でございますが、1,630万円程度が国保税の減収という試算となっております。

以上でございます。

○議長（沖原賢治君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第46号は委員会の付託を省略することに決しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 発議第4号 豚流行性下痢（PED）感染に対応する早急な支援等を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、発議第4号豚流行性下痢（PED）感染に対応する早急な支援



等を求める意見書（案）を議題といたします。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

〔19番 大森俊和君 登壇〕

○19番（大森俊和君） ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、私大森俊和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第4号

豚流行性下痢（PED）感染に対応する早急な支援等を求める意見書（案）  
家畜伝染病の発生が国内外で相次いでいる。

豚流行性下痢（PED）は、平成25年（2013年）10月に沖縄県で感染が確認され、平成26年（2014年）3月に入ると四国・東海・関東などの新たな地域で拡大し、4月には北海道まで北上した。農林水産省によると、33道県の363農場において33万3,000頭が感染し、8万3,000頭が死亡した。日本の豚肉総輸入量76万トン（平成24年度）のうち4割を占める米国では、昨年春に初めてPEDの発生が確認され、感染は29州5,790件に広がり、500万頭以上が死んだとの推計もある。

また、大韓民国、中華人民共和国、台湾やカナダにおいても流行し、米国産を含めた輸入豚肉は、最近の円安に加え一昨年に輸入審査が厳しくなり、減少しつつある。

本年2月18日には、ポーランドにおいて野生イノシシに対するサーベイランスの結果、アフリカ豚コレラの発生が確認され、我が国への侵入防止に万全を期するため、農林水産省はポーランドからの豚肉等の輸入（平成25年度約2万3,000トン）を停止した。

一方、国内で生産される豚肉は平成25年度約90万7,000トンであったが、昨年秋以降、子豚の感染死が多発しているため、出荷量が少なくなり、例年以上に高値取引が続いている。

我が国の家畜伝染病予防法では、口蹄疫や鳥インフルエンザは法定伝染病に指定され、PEDは届出伝染病である。よってPEDは、殺処分が義務付けられている口蹄疫などと違い発生農家への補償が無く、届出の遅れや発生を隠すことにつながり、感染拡大の恐れがある。

よって、政府に対し次の3項目について強く求めるものである。

- 1 PEDに対する防疫体制への積極的かつ継続的な支援
- 2 PEDが発生した養豚農家への補償及び支援策の確立
- 3 豚肉価格安定のための支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります、全員の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

発議第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって発議第4号豚流行性下痢（PED）感染に対応する早急な支援等を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

以上で第1回臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これで平成26年第1回三次市議会臨時会を閉会をいたします。

皆さん御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時 3分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年5月2日

三次市議会議長 沖原賢治

三次市議会副議長 竹原孝剛

会議録署名議員 池田徹

会議録署名議員 保実治